

○松島和久委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は、議第34号「控訴の提起について」の1件である。

議案の審査に入る。

議第34号「控訴の提起について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○内田修司委員 頂いた資料及び参考資料もざっと見せていただきましたけれども、なかなか難しい案件なので、もう一回説明をお願いしたいんですけど、裁判所が判断した内容と市が主張している内容では、具体的にどのように違うということなんでしょうか。

○松永年史スポーツ課長 具体的な内容でございますが、まず、本件の事故の発生状況といたしまして、まず、裁判所の判断では、亡氏がゴール直後に嘔吐いたしまして、そこから人けのない城之腰南岸壁方面に向かって、その後、何らかのきっかけで南岸壁付近において海に転落したと。そこを合理的に推認できるという判断でございます。

それに対しまして、本市の主張といたしましては、自ら海に入ったのか、あるいは他の場所で海に入って、現場まで泳いで行ったのか、いわゆるどこからどのような状況で海に入ったのかというものがいずれも不明でありまして、事実認定がされていないというところでございます。

もう一点が、警備員及び被告らの過失の判断でございますが、裁判所では、亡氏が南岸壁に近づいてくれば容易に発見できたと。にもかかわらず、転落を防止できなかったということで、監視が不十分だと。よって、参加者等が海へ転落するのを防止するための適切な措置を講じる義務があったにもかかわらず、それが違反だということでございます。

これに対しまして、本市の主張といたしましては、まず、警備員その他参加者等が亡氏をまず目撃していないというところが1点あります。仮に南岸壁付近から転落したとしても、その直前の様子から、亡氏に対して、生命や身体に差し迫った危険、いわゆるふらふらしていた状態だとか、そういったような状況が、保護すべき状況ではなかったということがうかがわれると。

こうしたことから、海に転落することを予見できたとは言えないということで、注意義務に違反したとは言えないというところでございます。

大きくはその2点でございます。

○内田修司委員 了解です。

○須崎 章副委員長 今の内容は、裁判所と、それから市のほうの主張が食い違うことは分かりました。恐らくこういうものは、もし控訴しないとすると、影響が出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、他のイベントだとか、いろいろな損害賠償をするのに、もし賠償するとなると、財源がどうなるかとか、その辺のところを分かればお聞かせください。

○松永年史スポーツ課長 それでは、私のほうからは、イベント関連の主催者としての影響ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、控訴しない場合ですと、裁判所が言う適切な措置を講じる義務違反があったということ認めざるを得ないということとなります。本件に関しましては、まず、協議終了後に発生した事故でありますので、主催者としての責任の範囲というものがどこまであるかという、そういった問題が含まれてまいります。これによりまして、今後、大会が開催できなくなってしまうということも考えられます。また、この判決が判例として残りますので、全国で開催されるマラソン大会、そのほか、各種イベント開催でも影響がある、こういうものが想定されますので、警備体制などの見直しが検討される中で、開催そのものの判断が非常に厳しくなってくるものではないかというふうに思います。

以上です。

○増井太郎総務課長 私のほうからは、市の財源の関係で御質疑ございましたので、そちらのほうを御答弁させていただきます。

損害賠償金の支払いということになるかと思えますけれども、これについては、市が加入する賠償責任保険の適用により、保険会社から行われることとなります。ただ、今回、まだ判決内容に争う余地があるため、もし控訴をしないときは、保険の適用がされない可能性があるかと保険会社からは聞いております。

以上となります。

○岡田光正委員 今、大体主張すべきこと、それから、私どもも常に思っていることなんですが、大会そのものの運営と、これは絶対によそからの話も聞いているものですからあれなんですけれども、踏んばらないかなとは思っています。ただ、確認をしておきたいことが2点あります。というのは、当初の警備として三角形、これが岸壁に配置されていると。この人たちは、どのような指示を受けてここに配置されているのか。いわゆる監視の状況ですね。それから、発見をしたのが一般の方ですね。警備員でもない。そうすると、ここのバリケードから中に入っているわけです。中に入って、埠頭のところへ来ているわけですから、岸壁のところへ来ているわけですから、もしここに警備員がこっちへ入っちゃいけないよというような警備のための人間だとしたら、それはないということは、ここにその指示は受けていないのか、それともこの人たちがいなかったのかということがありますよね。なものですから、終了後であるけれども、そのときにこの人たちはいたのか、いないのか、終了後も何かを指示を受けていたのか、その辺は具体的には争いの中で話に入っていませんか。

○松永年史スポーツ課長 資料の図面といいますか、写真のところに配置されております警備員でございますが、大会の始まりから大会終了までということでこちらに配置されるというもとの計画でございまして、基本的に転落防止という観点から配置されております。この付近は、大会終了後に警備会社のほうへの聞き取りをした際のときの話でございますが、いわゆるマラソン大会を、競技を走り終えた人たち、ないしこれから走る方たち、そういった方たちが数人はいらっしゃったというお話は聞いております。基本的に全く人がいないという状況ではなかったということでございまして、このエリア自体も役員の駐車場という形にはなっておりましたが、参加者の方たちも全くの立入禁止区域というわけではなくて、そういった方たちもいらっしゃいますので、警備を兼

ねて道案内といえますか、会場案内の問合せとかがあったのも事実だそうでございますので、そういった業務をしていたということでございます。

○岡田光正委員 そうすると、基本的には、この人たちというのは、パーキングの整理とか、最初は。要はマラソン大会の観察だとか、いろんな係の配置が来ますよね。我々も毎年、私も市が受けるところはやるんですけども、そういったような形のものの中で、全く別の警備という格好ですか。それとも単純にそういう人たちも同じような警備体制の中の人か。

○松永年史スポーツ課長 警備の業務といたしましては、いわゆるこの一帯の場外整理も兼ねまして、あとは転落防止という業務でございまして、大会終了時までにはここに配置されております。

○岡田光正委員 多分そこなんですよね。転落防止という観点があるので見れるんじゃないかということが指摘されたと思うんですけども、裁判長ね。だから、その辺をきちんとしておいてもらわないと、また負けちゃうということもあると思うので、その辺は弁護士次第だと思いますけど。実際に本当にこれがあれだけになると、全面的にそれこそ防止柵をやらなければ大会ができないとか、ふだんでも同じことですので、その辺は十分に控訴していただいて、勝ってもらわないと、全国的に影響があると思いますので、見守っていただきたいと思います。

○深田ゆり子委員 まず、この控訴については、1人の命が失われたということで、本当に心が痛む内容でございます。皆さん、そういうふうに思っていることは同じだと思います。ただ、原告と市の考えが少し違うというのを、この文章を読んでも私は感じるんですけども、ここの控訴の理由の中に、1つ、上から5行目、参加者が海へ転落するのを防止するため、適切な措置を講じる義務違反があったと向こうは言うておりましたけれども、こっちはちゃんと警備を置いていたよというふうに言うておりましたよね、先ほどから。写真のほうを見ますと、亡氏が移動した矢印が赤線であります。推測ですけども、これを見ると、この赤線、黄色い仮設バリケードの間を縫って、漁協事務所の横を歩いてこっちに行ったか、それとも漁協事務所の横を前に走って、本部の手前から人けのないほうに行って、気持ち悪いという、また、吐く催しがあったということが、トイレで吐いた後にもそういうことがあったということなので、体調不良ということではあるのではないかと。ここで、黄色い太い線が既存のバリケードということで書いてありますけれども、この白い線で矢印していますけど、この間は特にはないですよ。ここから転落したのではないかと推測されます。本部と太い黄色い仮設バリケードの間には、警備員がいないということが、こちらの落ち度にならないかどうか。そこが心配になります。

それと、あと、当時の音響、アナウンスとか、大会が終わって、いろいろ選手とか係の人にアナウンスすると思うんですよ。12時15分から12時半の僅か15分の間ですよ。この辺りがどういう環境だったのか、音響について、音響。だから、そういうアナウンスとか、あと、音楽とかが流れていた場合、転落した音とかは聞こえないですよ、警備員がいたとしても。警備員が後ろを向いた隙に落ちて、すごいお祭り感覚のあれがあるんだから、そういう意味で、音響がどうだったのか。そういうこともちゃんと提出できるような、そんなに騒いだ状況じゃなかったですよ、それがどうだったのかなという

のが気になりましたので、お聞きしたいと思います。

○松永年史スポーツ課長 まず、バリケードの間が空いていたのかどうかというお尋ねでございしますが、基本的に大型のバリケードでございまして、いわゆるガードレール的なものがついておりますので、間が空いているということは基本ございません。

あと、そのときの音響、いわゆる場内アナウンスとか、音楽が流れていたのかというのは、音楽は基本的に流しておりませんので、あと、連絡的な場内アナウンスは入ることはあったかもしれませんが、音楽は流れていないということは私もそこにおりましたので、認識をしております。

ただ、どこから落ちたかというのが本当に分からないものですから、そこを推認という形で裁判所が判断をされているというところに対して、我々のほうとしては、それでは納得がいかないといえますか、そういったことで控訴するというところでございます。

○深田ゆり子委員 どこから落ちたか、転落したか、自らかは分からないと。その事実が分からないものですから、推認の結論に対して控訴するということは分かります。ただ、ここが私、気になったものですから、この黄色い線がくっついていないですよ。赤い矢印で本人が仮設のバリケードへ行くところにちょっと間が空いているじゃないですか。これが実際はくっついていたのかどうか。くっついていない……。

○池谷和正委員 漁協のところですよ。

○松島和久委員長 事務所が開いていたところがですよ、漁協事務所の。左下の空いているところということですよ。

○松永年史スポーツ課長 私、先ほどのバリケードは、いわゆる岸壁のところのお話をさせていただいたものですから。

○深田ゆり子委員 岸壁もそうですよ。

○松永年史スポーツ課長 赤い矢印の最後のところを示しているバリケードのところにつきましては、ここは連絡通路ということになりますので、空いております。

以上です。

○松島和久委員長 これがそうですよね。本部のところ、上のところに行くまでに、ゴールした方がそこの前を通ることができたということですね。

○深田ゆり子委員 太い黄色いところが2つ、バリケードがありますけど、これは既存のバリケードとなっておりますが、この間の岸壁は何もないんですよ、バリケードは。

○松永年史スポーツ課長 岸壁に落ちないための柵がないかということによろしいですか。そこは、いわゆるそういった形が取れないものですから。

○深田ゆり子委員 船がつくから。

○松永年史スポーツ課長 業務的にといいますか、ので設置はしておりません。

○深田ゆり子委員 仮設のバリケードが道路沿いに、歩道沿いにつけてありましたので、この岸壁のところも仮設をつけるという、そういう話は特になかったということですよ。特に必要はないという、警備員がいるから、転落防止柵は必要ないということでしょうか。

○松永年史スポーツ課長 ここは、漁港管理の観点から、使用の許可をいただく際に、そこには柵を講じることができないということで使用の許可をいただいておりますので、設置はしておりません。

○増井太郎総務課長 そういった点も含めて、結局、裁判所のほうで争いになって、相手方の主張とか、こちらも主張をしていって、それも今度の控訴審で争われるかと思いません。市としては、そこに過失がなかったということでの主張になってくるんですけれども、そういった点も含めて、今後、裁判所のほうで相手方からそういった主張とかが出てくればとかというような形で出てくるかと思しますので、今、そういったような状況です。

○深田ゆり子委員 だから、素人が見て、こういうところができなかったのかなというふうに思うぐらいですから、相手の方は、そっちのほうからこういうふうな意見を言ってくると思います。そのときにきちっとこちらの主張が正しく伝わるようにしていただきたいことはお願いしたいと思います。

以上です。

○池谷和正委員 ほかの委員の皆さんの質疑で大体全容というか、当局の意見のほうは理解できているんですけど、私たちも本部の前で開会式、何回も参加しているものですから、私たちが航空写真の資料であるように、上から見ても、その当時、時間はゴール後なので、朝の開会式とは様相が違うにしても、そこにいる人たちの目というのは、コースですよ。反対側、海と逆側をほとんどの方が見ている状態の中での悲しい出来事がそこで起きてしまったと、そういうことは分かりますし、実際、私たち、当時、数人の方と開会式の後に本部の裏で、ちょうどアナウンスの声が大きいものですから、ほかの話をするのにちょっと裏へはけて、当時というか、この大会じゃないですけど、移動することもありました。そのときに、バックヤードじゃないですけど、裏というのはほとんど人けがないのもそのとき感じている正直な気持ちです。普通でしたら、大会として使用している会場と、要は裏という形で、一般的にはそういう認識で皆さん、あれなんですけど、必ずしもそこにいる全員を一人残らず制止するというのは、あれだけの人数の人の流れがあった場合には、少し大変かなというのは正直思うところではありますが、先ほどの説明を聞いていて、それぞれバリエードと警備員の配置があったよという説明を聞いたわけですが、ここから先はまた裁判で争っていただくということなので、私のほうからは、今、私たちがその現場をもう一度見ながら、お話を今しているわけじゃないものですから、分からない点もあるんですけど、今後の流れですよ。どういうふうな流れになっていくのか、状況を少し教えていただきたい。手続も含めてですけど、教えていただきたいです。

○増井太郎総務課長 池谷委員の御質疑に御答弁させていただきます。

本日、この議会のほうに上程していただきまして、議決をもらいましたら、その上で、静岡地方裁判所のほうに控訴状を提出したいと思っております。それと、あわせて、今回の判決で仮執行宣言つきの判決というような形となっていますので、控訴と併せて同時に強制執行の停止を求める申立て、そちらも併せて行っていきます。それで進めていくというような手続となっております。

以上です。

○池谷和正委員 了解です。

○岡田光正委員 これに関しては、供託金等は要らないですね。

○増井太郎総務課長 今の岡田委員の御質疑にお答えします。

これで執行停止の申立て、直接執行停止の申立てをすると、裁判所のほうから、供託金というような形で出てくると思います。そうしましたら、執行停止する代わりに供託金を納めてという形になるかと思しますので、そちらのほうは、予備費のほうで充用させてもらって対応したいというふうに考えております。

○岡田光正委員 全額。

○増井太郎総務課長 多分7割とか、そちらはまた……。

額については、また裁判所のほうから指示というか、決定の際に出るかと思しますので、それを供託すると。あくまでも供託ですので、預けておくというような形です。

○石原孝之委員 いろいろ皆様に聞かせていただいて、いろいろな流れが分かってきました。質疑の中でもちょっと疑問なのは、もしこれで控訴をして、その後、また結果が出て、その後の最終段階というのは、どういう形でイメージしているのかなということと、またその先もまだ控訴するのか、内容によってかもしれないですけど、その辺も疑問なんですけど、ここで控訴して終われるのか、その後の結果もまた不服で、また次のステージに行くのかということも、どこまで行くのかなというのが、市の中ではどういう見解かなというので、ちょっと疑問になりました。

○増井太郎総務課長 最後については、三審ということで、今度、控訴審が二審目になりますけれども、最高裁、上告審というのは、なかなか受理を申し立てても、憲法違反とか、そういったあと、事実誤認の関係とかになってくるので、もしそこで、控訴審のほうである程度向こうの主張が容認されてしまったという形のときには、また弁護士の先生とも相談してという形にはなるかと思うんですけども、やはり二審の今度の高等裁判所での判断というのが大きくなっていくのかなと思います。

以上になります。

○松島和久委員長 ありがとうございます。

今、皆さんからいろいろ御意見を伺いました。焼津市として、所管の部門からの控訴の理由のほうも確認をさせていただきました。ただ、これを実際のところは記憶のところ不明なところも多いと思います。そして、最後のこのルートに関しても市の想定という形、確定しているものではないというところの中で、我々が考えられるのは、確定している部分が見えない内容というところを進めようと思います。

○岡田光正委員 これ、あくまでも市の想定なの。それとも、この前聞いた話では、友人等の説明部分あるでしょう。そのとき会った友人等の話。聞いているんですね。

だから、市が独自に判断したことじゃなくて、友人等の話を聞いた上で見えなかったということだね。

○松永年史スポーツ課長 こちらの写真につきましては、亡氏と一緒に大会に参加しておりました知人、友人の方の証言を基に作られたものでございます。

○増井太郎総務課長 こちらのほう、今回、御提出させてもらったこの図面別紙では、裁判ので名前が入っていたりとか、そういったのもあったものですから、多少加工してございますけれども、判決文に添付されているということですので、裁判所のほうもこちらのほうで認定をしていたというような形になるかと思えます。

以上です。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第34号「控訴の提起について」は全会一致、可決すべきものと決定

○松島和久委員長 以上で生きがい・交流部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会（11：09）